

第三者評価結果

35

III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b**【判断基準】**

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

日常的に、朝、夕の登降園時や連絡帳を用いて必要な時に保護者が気軽に相談できるようにしています。登降園時の保護者の様子から職員が声かけをしたり、保護者から相談などの希望があった時はいつも対応し、周囲に気兼ねなく話せるように相談室を設けています。入園面接時の「入園のしおり」や個人面談での相談など随時出来ることを伝えています。保護者へは入園時の説明だけでなく、相談の仕組みや窓口についての文書を掲示し、さらに分かりやすく説明・周知されることが期待されます。

36

III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a**【判断基準】**

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、日頃から保護者とのコミュニケーションを大切に、相談や話しやすい雰囲気づくりに努めています。保護者アンケートや懇談会、個人面接等の意見を大切に受け止めています。意見箱も設置し、保護者の意見を把握できるようにしています。出された相談や意見は、マニュアルの手順に従い、担任が受け付けた場合は乳児・幼児リーダーや主任・施設長に報告し迅速な対応に努めています。保護者アンケートは、出された意見に対して検討し回答しています。相談の内容によっては、金沢区こども家庭支援課や療育センターなどの機関を紹介しています。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

安全管理プロジェクトを設置し、リスクマネジメントに関する責任者を施設長が務めています。安全管理マニュアル、事故防止対応マニュアル、防犯対応マニュアル等を整備し職員に周知しています。安全管理プロジェクトは、点検表に基づき各保育室、園庭、砂場や遊具の安全点検を実施し、不備や危険箇所は直ぐに責任者へ報告し、職員会議で周知改善して事故防止を図っています。横浜市から、実際に発生したリスク等への対応について出された通知から園としての注意事項を再確認しています。他の園も含めたヒヤリハット事例報告集を基に、情報を回覧し職員会議で確認しています。収集した事例の改善策や防止への取組をしていますが、今後は、全体の集計や分析も含め更なる安全への取組が期待されます。

38

III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策に関しては、感染症対応マニュアル、健康管理マニュアルを整備し、責任と役割、発生時の対応が明確になっています。看護師が横浜市の「感染症・保健衛生」の研修に参加し、園内研修で嘔吐処理の実際や感染症流行時の注意事項、方法を職員に伝えています。職員間で感染症に対する知識や技術を習得し対応できるようにしています。嘔吐処理用具一式は各クラスに用意し速やかな対応がとれるようにしています。「消毒液や消毒方法」、「感染防止策について」を、マニュアル化し、予防と対策について伝えています。保護者には「ほけんだより」やホワイトボードで、その時の感染症情報や注意事項を知らせています。

39

III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい
る。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っていっている。
 - b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

非常災害時の対応は、緊急時災害対応マニュアル、水害・土砂災害避難マニュアル等を整備し、自衛消防隊を組織して役割と体制、災害に応じた分担を明記しています。園は海が近く、非常災害時(風水害)の浸水想定区域であることから、津波や風水害を想定した避難訓練を実施しています。津波の際の避難場所が区役所であり、区役所の職員とも打ち合わせを行っています。非常災害時の対応は「園のしおり」で保護者に周知し、情報配信システムによる訓練を実施しています。災害用備蓄食糧は調理部門で管理、備品等は防災委員が管理しています。防災備蓄品は園庭の防災倉庫にあるため、津波や浸水のことを踏まえ、最低限必要なものを今後は2階に移動させる計画です。早期の対応を期待します。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されてい
る。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

子どもの生活や健康管理、緊急時災害対応や安全管理などの各種マニュアルが整備されています。また 法人による「保育職員の心得」があり、保育に関する心構え、情報管理や子どもの尊重、プライバシーの保護など権利擁護に関わる姿勢が明記されています。職員は、保育内容について、日々のミーティング、職員会議、研修会等で情報共有し、確認・理解が図られています。法人採用時の研修や園内研修を実施しています。

41

III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
 - b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
 - c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育実践に関しては、月間指導計画や週案、個別指導計画等を基に、日々の打ち合わせや申し送り等を確認しながら実施しています。指導計画は、毎月振り返りを行い、職員から出された意見や反省点を話し合って見直し、次月の計画に反映して主任、施設長が確認・承認をしています。全体的な見直しは年度末に「保育実践プロジェクト」が子どもの成長や保護者の環境の変化等を集約して検討し、保育の見直しにつなげています。

42

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。